**令和６年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル募集要領**

**１ 事業の概要**

1. 事業名

令和６年度ものづくり総合技術展開催等委託業務

1. 事業の目的

高知県では平成２年から自然減の状態に陥り、人口減少による経済の縮小が若者の県外流出を招き、さらに経済が縮小するという「負のスパイラル」をたどっています。このスパイラルを断ち切るためには、魅力ある仕事をつくり、若者がいきいきと仕事ができる高知県を目指す必要があり、その取り組みの一つとして、県内の製造業界の活性化を目指す「ものメッセKOCHI　高知県ものづくり総合技術展」を開催しています。

この展示商談会は、県内で「ものづくり」に携わる事業者の優れた技術・製品を広く県内外にアピールすることで、県内事業者とのマッチング機会の創出や、県外・海外企業との商談による販路拡大につなげ、「ものづくり」の「地産地消・外商」を一層推進することを目的としています。

また、本県の次世代を担う若者の将来の就職先として広く県内製造業の認知・理解を進めるため、児童、生徒の来場を促進し県内企業やものづくりに興味、関心を持ってもらう機会を創ることも目的としています。

近年では、学校教育の中でも産業教育の実施や、キャリアパスポートを活用したキャリア教育により高知県内の産業や企業を知ろうとする動きが広まっています。しかし、県内企業は圧倒的に中小企業が多く県外の大企業と比較されると魅力が伝わりにくいことや、製造業は普段の生活でも接する機会が他の産業と比べ圧倒的に少ないため一般的にあまり知られていないこと、またいわゆる３Kや職人気質の男性社会という既存イメージの払拭ができていないことなどから、人材確保が困難な状況が続いています。

この状況を改善するために、県内の児童・生徒やその保護者となる一般の県民の方に向けて、高知県内にはまだ知られていないたくさんの企業や多様な仕事があること、世界に誇る技術や製品があることを広く知っていただく必要があります。また、製造業においては、現場で多くの女性が活躍されていることや、環境改善・福利厚生の充実による多様な働き方が進んでいることなどを伝える必要があります。

そこで、ものメッセKOCHIは、「みんなでつくる　新たなつながり」を開催テーマとし、一方的な情報発信ではなく出展者と来場者がそれぞれ主役として参加でき、将来を担う子供たちが生まれ育った高知県で希望と夢を持って働くことができる未来を描くための「つながり」を築いていく展示会を目指して開催します。

（３）事業内容

ものメッセKOCHI2024（第13回高知県ものづくり総合技術展）及びオンラインものメッセKOCHI2024の企画、運営。

（４）委託期間

契約締結の日から令和7年３月31日まで

**２ 見積限度額**

２４，０８０，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

**３ 出展料の取扱い**

出展料は、出展者から徴収することとし、契約変更により徴収額を減額処理すること。徴収期日については契約後協議のうえ決定する。

**4 審査委員会の設置**

別途定める「令和６年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル審査委員

会設置要領」（以下「審査委員会」という。）に基づき審査委員会を設置します。

**5 契約の相手方の決定方法**

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーショ

ンの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた

審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」

という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するもの

ではありません。選定後には、候補者と公益財団法人高知県産業振興センター（以下「セ

ンター」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履

行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったとき

には、随意契約の手続きに進みます。７日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定

された者が、改めてセンターと交渉を行うことになります。

**6 資格要件**

参加者の資格要件は次のとおりです。

（１）高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者であること。

（２）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は

契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

（３）地方自治法施行令第167 条の４の規定に該当しない者であること。

（４）「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

（５）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

（６）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

（７）本店及び県内に所在する営業所等が、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

**７ 説明会**

日時　令和６年4月8日（月）　15時から

場所　高知ぢばさんセンター１F　役員室

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

※説明会へ出席される場合は事前に電子メール又は電話でお申込みください。電子メールでのお申込み後、センターからの受領確認がない場合は電話により着信を確認してください。

※なお、会場の都合により1参加者当たり3名までの参加とします。

**８ 質疑と回答**

質疑は、令和６年4月16日（火）17時までに別紙様式－１により持参、又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、当センターからの電子メールによる受領連絡を以って着信を確認してください。なお、土・日・祝日を除き３日を過ぎても当センターからの連絡がない場合は、電話等にてお問い合わせください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

**９ 参加申込及び資格審査**

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、令和６年4月23日（火）17時までに参加申込書（別紙様式－２）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込にあたり提出する書類を次表に示します。

［提出書類、様式及び提出部数等］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 様式番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
| ２ | 参加申込書 | A4縦 | 1部 |
|  | 法人概要書 | A4縦 | 1部 |
|  | 業務実績一覧表 | A4縦 | 1部 |
|  | 都道府県税納税証明書の写し（申込日以前3か月以内のもの） | A4 | 1部 |
|  | 消費税及び地方消費税納税証明書の写し（申込日以前3か月以内のもの） | A4 | 1部 |

1. 参加申込書
	1. 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

* 1. 提出期限

令和６年4月23日（火） 17時（必着）

* 1. 提出先

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

公益財団法人高知県産業振興センター内

地産地消・外商推進部　事業戦略・地産地消課

TEL０８８-８４５－６６００

（２）資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和６年4月30日（火）17時までに申込者へ電子メールにて通知します。

（３）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により、センターに対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②センターは説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答します。

**10 企画提案書の作成**

別途定める「令和６年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づき作成し、令和６年5月21日（火）17時までに企画提案書を持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）してください。

**11 審査**

令和６年5月28日（火）10時から開催する審査委員会にて、別途定める「令和６年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザルに関する審査要領」に基づき、審査を行います。

**12 審査結果**

審査結果は、令和６年5月３１日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

**13 日程**

令和６年4月　１日（月）募集開始

令和６年4月　8日（月）15時開始　説明会

令和６年4月16日（火）17時締切　質疑書提出期限

令和６年4月23日（火）17時締切　参加申込及び資格確認書類提出期限

令和６年5月21日（火）17時締切　企画提案書提出期限

令和６年5月28日（火）10時開始　審査委員会（プレゼンテーション）（予定）

令和６年5月31日（金） 審査結果通知（予定）

**14 提出書類の取扱い**

（１）提出された書類は返却しません。

（２）提出された書類は、必要に応じ複写（センター内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

（３）提出された企画提案書は、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程第4条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と、非開示とする具体的な理由を別紙様式－３により企画提案書と一緒に提出してください。

開示・非開示の判断は、様式－３に基づき行うものではなく、様式－３を参考に、同規程に準じてセンターが客観的に判断します。

　（４）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾を得ることなく利用する

ことはありません。

**15 問い合わせ先**

〒７８１－５１０１　高知市布師田３９９２－２

　　公益財団法人高知県産業振興センター

　　地産地消・外商推進部　事業戦略・地産地消課　担当者：會澤・井上

　　TEL０８８－８４５-６６００　FAX０８８－８４６－２５５６

　　E-mail　mono@joho-kochi.or.jp

**16 その他**

（１）参加申込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）

を提出してください。辞退することによって、今後のセンターとの契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

（２）企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。

（３）次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、センター職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

　　　　 ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

様式－１

令和６年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザルに関する質疑書

令和　　年　　月　　日

所在地

事業者名

担当者名

電話番号

E-mail

質疑内容

提出期限：令和６年4月16日（火）17時まで

提出先：公益財団法人高知県産業振興センター

地産地消・外商推進部　事業戦略・地産地消課　担当　會澤・井上

様式－２

参加申込書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人高知県産業振興センター

理事長　土居　秀臣　様

所在地

事業者名

代表者名

令和６年度ものづくり総合技術展開催等委託業務プロポーザル募集要領に基づき、令和６年度ものづくり総合技術展開催等委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

様式－３

　公益財団法人高知県産業振興センター

理事長　土居　秀臣　様

所在地

事業者名

代表者名

　公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等） | 支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。 |
|  |  |